第百四十八条第二項

第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の所得税及び復興特別所得税の額の合計額から第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項の所得税及び復興特別所得税の額の合計額を所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

を

第百五十五条の三十六第一項各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
つき同法第二百十二条	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
所得税の額を	所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

に、

第百四十八条第一項各号	係る所得税の額
第百四十八条第二項	法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項

を

第百五十五条の三十六第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
所得税の額）		所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

に、

第二百一条の二第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
所得税の額）		所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

を

第百五十五条の三十六第一項各号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の	所得税及び復興特別所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
つき同法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項	所得税及び復興特別所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
所得税及び復興特別所得税の額の合計額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

に、

第二百一条の二第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
第二百十二条の	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額を
所得税の額）		所得税及び復興特別所得税の額）

を

第二百一条の二第一項第二号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額
第二百十二条の	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
つき同法第二百十二条	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額から
所得税の額を	所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額）

に、

第百五十五条の三十六第一項第一号	所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額から	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
所得税の額）		係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

に、

第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
法第六十九条の二第一項	所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

を

第百四十八条第一項各号	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四十八条第二項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により読み替えて適用される法第六十九条の二第一項

に、

第百五十五条の三十六第一項第一号	所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額から	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
所得税の額）		係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

に、

第二百一条の二第一項第一号	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
第二百十二条の	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額から
つき同法第二百十二条	所得税の額を	所得税及び復興特別所得税の額を
所得税の額）		所得税及び復興特別所得税の額）

を

第二百一条の二第一項第二号	係る所得税の額	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第二百十二条の	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
つき同法第二百十二条	所得税の額から	所得税及び復興特別所得税の額から
所得税の額を	所得税の額）	所得税及び復興特別所得税の額）

に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三